

平成17年第2回臨時会

御 宿 町 議 会 会 議 録

平成17年11月21日 開会

平成17年11月21日 閉会

御 宿 町 議 会

平成17年第2回御宿町議会第2回臨時会会議録目次

招集告示	1
------	---

第1号(11月21日)

議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
管理者あいさつ	4
会議録署名人の指名について	5
会期の決定について	6
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	6
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	13
議案第3号の上程、説明、質疑、採決	21
議案第4号、5号の上程、説明、質疑、採決	22
議案第6号、7号の上程、説明、質疑、採決	24
議案第8号の上程、説明、質疑、採決	28
議案第9号の上程、説明、質疑、採決	31
閉会の宣告	39
署名議員	40

御宿町告示第 4 7 号

御宿町議会第 2 回臨時会を次のとおり招集する。

平成 1 7 年 1 1 月 1 6 日

御宿町長 井 上 七 郎

記

1 . 期 日 平成 1 7 年 1 1 月 2 1 日

2 . 場 所 御宿町役場 議場

3 . 付議事件

- (1) 備品の取得について
- (2) 国保国吉病院組合を組織する地方公共団体の数の減少及び国保国吉病院組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- (3) 夷隅郡環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び夷隅郡環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- (4) 御宿町・大原町ごみ処理事務等の委託の廃止に関する協議について
- (5) 御宿町・いすみ市ごみ処理事務等の委託に関する協議について
- (6) 大原町・御宿町火葬事務等の委託の廃止に関する協議について
- (7) いすみ市・御宿町火葬事務等の委託に関する協議について
- (8) 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 平成 1 7 年度御宿町一般会計補正予算 (第 4 号)

平成17年御宿町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

平成17年11月21日(月曜日)午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 議案第1号 備品の取得について
日程第 4 議案第2号 国保国吉病院組合を組織する地方公共団体の数の減少及び国保国吉病院組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第 5 議案第3号 夷隅郡環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び夷隅郡環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第 6 議案第4号 御宿町・大原町ごみ処理事務等の委託の廃止に関する協議について
日程第 7 議案第5号 御宿町・いすみ市ごみ処理事務等の委託に関する協議について
日程第 8 議案第6号 大原町・御宿町火葬事務等の委託の廃止に関する協議について
日程第 9 議案第7号 いすみ市・御宿町火葬事務等の委託に関する協議について
日程第 10 議案第8号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11 議案第9号 平成17年度御宿町一般会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じ

出席議員(14名)

1番	石井芳清	2番	松崎啓二
3番	式田善隆	4番	伊藤博明
5番	吉野時二	6番	川城達也
7番	式田孝夫	8番	瀧口義雄
9番	白鳥時忠	10番	小川征
11番	中村俊六郎	12番	浅野玄航
13番	貝塚嘉軼	14番	新井明

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎	助役	吉野和美
収入役	五十嵐義昭	教育長	岩村實
総務課長	綱島勝	企画財政課長	瀧口和廣
教育課長	田中とよ子	税務課長	木原政吉
環境整備課長	藤原勇	農林水産課長	石田義廣
建設水道課長	井上秀樹	商工観光課長	米本清司
住民課長	佐藤良雄	保健福祉課長	氏原憲二

欠席者 なし

事務局職員出席者

事務局長 吉野健夫 主事補 山口ゆう子

開会の宣言

議長（伊藤博明君） 皆さんこんにちは、本日、平成17年第2回臨時会が招集されましたが、議員の皆様にはご多用のところ出席いただきましてご苦労様です。

本日の出席議員は13人です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

なお、浅野議員におかれましては、少々遅れるとの通告がありました。

これより平成17年御宿町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告と合わせてあいさつがあります。

井上町長。

町長あいさつ

町長（井上七郎君） 本日ここに、平成17年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案いたします案件は、いすみ市発足に伴う関係議案、および平成17年度御宿町一般会計補正予算案などをはじめ、まもなく完成予定の御宿中学校用備品取得に関する案件など9議案でございます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

始めに、10月3日郡町村会臨時会が開催され、県市町村総合事務組合議会議員の選出といすみ市発足に伴う組織等の見直しを要することから、平成18年度法令外市町村負担金審査方針について各構成町から打診がされました。

なお11月22日、18年度法令外負担金審議特別委員会が大原町役場で開催される予定となっております。

10月11日には、環境衛生組合議会定例会において、「組合廃棄物処理及び清掃に関する条例の

一部改正の条例の制定」および「平成17年度組合会計補正予算」がいずれも可決・承認されました。

また20日には、御宿中学校3年生59名の参加による「子ども議会」が開催され、一般質問14項目、発議案1件をいただきました。日ごろ、馴染みのない議会に直に触れることによって、町政への関心を深める貴重な体験となったことと思います。

次に10月31日、国保国吉病院組合議会定例会において、「平成16年度歳入歳出の決算認定」及び「平成16年度病院組合事業会計予算繰越についての報告」が原案どおり可決・承認されました。

県町村会臨時会が11月10日に開催され、来月の合併に伴い夷隅町長の町村会長退任のため、役員改選が行われました。新会長には、互選により白子町長が選出されたことを、ご報告いたします。

18日には、布施学校組合臨時会において、「平成17年度布施学校組合会計補正予算」をはじめ、2議案がいずれも可決・承認されました。

また10月1日を基準日とし、実施された国勢調査ですが、議員各位をはじめ、住民の皆様のご協力を得まして無事調査を終了することができました。誠にありがとうございました。なお調査結果につきましては、数値が確定次第、広報等で周知させていただきます。

以上で諸般の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、今後とも行政運営に更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の冒頭のあいさつといたします。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

5番吉野時二、6番川城達也君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程はあらかじめ配布した日程により、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の日程は、本日1日限りといたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第3議案第1号備品の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上町長。

町長（井上七郎君） ただ今、議題となりました議案第1号備品の取得について提案理由を申し上げます。

先般11月4日に御宿町立御宿中学校備品購入について、物品取扱業者指名の元、入札執行をいたしました。

議会に議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、御宿町立御宿中学校新校舎用の備品を取得するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議ご決定くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは備品の取得について説明させていただきます。次の備品を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

備品名につきましては、御宿町立御宿中学校用備品一式。備品の内容については資料を添付させていただいてありますが、主なものは図書室の書架、テーブル、椅子、生徒の机、椅子、多目的ホ

ールのテーブル、椅子、職員室の机、各部屋のモニターラック、カーテンなどです。

取得目的ですが御宿町立御宿中学校用備品です。取得価格1,806万円です。(うち消費税86万円)。契約の相手方ですが、千葉縣市川市市川南1丁目9番23号、京葉産業株式会社、代表取締役鈴木孝雄。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長(伊藤博明君) これより質疑に入ります。8番瀧口義雄君。

8番(瀧口義雄君) まず、これはどういう形で入札が行われたかお聞きしたいと思います。

9社選んだ基準ですね。そういう形で選んだのか。それと指名に際して内訳書というのは提出条件になっていると。内訳書を見たいと思います。9社指名している中で、応札したのが4社。ミニマム、マキシムと考えて5社だったら1社でもいいのかと。9社のうち、5社もこういう形のものがあった中でこれは果たして成立するのかと。流して再度ということは考えなかったのか。時間に追われているということは分かりますが、なぜ内訳書を提出しなかったのか。提出しないということはその入札はしていないという考えでいいのか。それと、指名参加願いを出していて辞退したということ事態考えられないし、1社ぐらいこの未提出があっても不思議ないですが、9社のうち4社しか応じてない。5社だったら1社しかやらない。そういう規定がないという中で果たしてこれでいいものか。正当な入札行為と言えるのか。まず、私の聞いているのはいつどういう形で選んだのかと、今質問したとおりの内訳書はどういうものなのか。どういう形で指名通知を出したのか文書で見せていただきたい。

議長(伊藤博明君) 田中教育課長。

教育課長(田中とよ子君) 入札の指名に関しましては、10月26日に建築等の入札審査会規定に基づく手続きの中で、指名審査会を開催いたしました。御宿町に指名参加願いを出してある業者9社を選んで決定させていただいております。

入札に9社指名して2社が辞退したということですが、2社につきましては事前に辞退届は出しました。7社につきましては、当日入札に参加しまして席につきました。札を投函するにあたりまし

て、内訳書が用意されてないということで3社内訳書未提出のところがあったのですが、その業者
に対しましては事務局の方としまして投函しないことに異議がないのかどうかを確認した上で、開
札をしたという経緯であります。

8番（瀧口義雄君） 投函してないのですね。

教育課長（田中とよ子君） していません。それにつきましては、お話がありました入札執行
について、条件の中に内訳書の提出ということで入札時に提出することということで明記をしてあ
ります。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 内訳の仕様ではなくて、指名通知をした時に内訳書が提出条件ですよと入
っていると思いますが、それがどういう形で入っているのか見たいです。普通、そういうものが入
っていて、内訳書を持ってこない業者なんていないでしょう。1社なら分かりますが、3社でしょ。
常識じゃ考えられないことですよ。言っている意味分かりますよね。

教育課長（田中とよ子君） はい。

8番（瀧口義雄君） それがどういう形で添付されていたのか、見れば見たいし、読み上げて
くれるなら読み上げてくれても結構です。指名通知を出した中に入っていたということですよね。
必要条件なんですよ。必要条件を満たしてないからカットしたのは十分いいのですが、それを忘れ
てくるような業者ではありえないと思うのです。普通でしたら。

教育課長（田中とよ子君） それでは入札執行につきまして、各業者に通知しました通知文です
が、読み上げさせていただきます。平成17年10月1日、各業者宛に氏名を入れまして夷隅郡御
宿町長井上七郎。入札執行について。下記により入札を行ないますので、希望があれば参加される
よう通知します。記といたしまして1施行（納入）箇所、夷隅郡御宿町新町地先。2件名、御宿町
立御宿中学校用備品購入。3品名及び数量、別紙仕様書のとおり。4工期（納期）平成17年12
月22日まで。5入札及び開札の場所及び日時。（1）場所 夷隅郡御宿町役場中会議室（202号
室）、（2）入札及び開札の日時、平成17年11月4日14時00分から。6入札書に記載する金

額。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金に関する事項、入札保証金免除、契約保証金免除。

8 支払条件としまして前払金、無。部分払、無。

9 入札に関する事項といたしまして(1)入札者は、自己の印鑑を必ず持参してください。

(2)入札書、誓約書及び委任状には、施行(納入)箇所及び件名をこの通知書の記載に従い記入してください。

(3)入札者が代理人である場合においても、誓約書及び入札書には、代表者印を押印してください。

(4)誓約書及び代理人が入札を行う場合の委任状の提出が無い場合は、入札に参加することができません。なお、委任状は、代理人の印では修正できません。

(5)年間委任状が提出されている場合は、その写しを提出してください。

(6)予定価格と入札書の金額の差が大きい場合は、入札後、見積書を受けない場合があります。

(7)入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により提出してください。

10 最低制限価格は設けないものとします。

11 内訳書の提出。入札時に提出すること。

以上が記載内容です。

議長(伊藤博明君) 瀧口義雄君。

8番(瀧口義雄君) はっきり申しまして、この3社は常識では考えられないことですよ。そう思いませんか。辞退したのはいいですが、3社が一番最後ですよ、内訳書が必要だと。そこに持ってきて、当然計算して持ってきたのでしょけれど、異常じゃないですか。私の言っていること

はこういうことがあってそれでも執行したのか。2社辞退して3社内訳書を持ってこない。正常じゃないですよ。こんなものを執行していいのかということですよ。そういう調査をする気はないですか。しなければ違う形を取りたいと思います。

議長（伊藤博明君） 1番石井芳清君。

1番（石井芳清君） 今の質疑であります。大変重要な問題を抱えているというふうに思いますし、今、口頭で課長から報告がありましたが、やはり審議の正確さを規すべく必要がございますので、先ほどの文書のコピー文書を提出いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 暫時休憩いたします。

（午後1時49分）

議長（伊藤博明君） 休憩。前に引き続き会議を開きます。

（午後2時02分）

助役（吉野和美君） 先ほどの瀧口議員さんの内訳書の未提出が9社のうち3社あったと、通常の入札制度から異常じゃないかというご指摘だったと思いますが、確かに我々執行部も今までこのような指示した事項で未提出が3社もあったというのは通常考えられない。異常事態だったと思いますが、事務方は入札執行の事務手続きに従って違法はないと、有効だという中で残った数社によって入札を執行したという形でございますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。4回目になりますので、今回許しますのでうまくまとめてください。

3番（瀧口義雄君） 議長の特別な配慮がありましたので、確かに学校建設は西武の否決から始まりまして、色々ありました。建設委員会、担当課長も大変苦労しているのは承知しております。学校建設が始まる前から色々な話があります。この榎本設計の何度も入札して落ちなくて随意契約やったと。3度も4度も非常に疑わしいというか、私は疑って談合だと思っていますが、そういうものから始まってこれが最後の打ち止めかという異常事態が私ははっきり言って悪事だと思って

います。そういうものが教育の現場の学校建設で行われているということ事態、大変嘆かわしいこととです。それが関係している人がいるということ事態、これは問題にしなければならない、議会の場でなく違う形でしなければならないと思っていますが、執行部が異常事態だと認めたことでこれは終わりにしたいと思いますけれども、今後ともこういうことがあり得ないようにしていただきたいと思っています。以上です。

議長（伊藤博明君） 12番浅野玄航。

12番（浅野玄航君） せっかく資料を出してくださったのですから、上から3つ書いてありますよね。この辺の説明をしていただけますか。

教育課長（田中とよ子君） これにつきましては製品を1社決めて購入するのではなく当初、同等品ということ考えておりました。しかしながらどれが同等品なのか我々には判断つきませんので、同じ企画で提供できるという3社を特に指定してその中で入札を行うという方法を取らせていただきました。

議長（伊藤博明君） 12番浅野玄航。

12番（浅野玄航君） そうしますと例えば、46番普通教室の生徒用の机175。これは京葉産業株式会社が納入する場合には、コクヨだよとかITOKIだよとかオカムラだよとか決まってくる訳ですよね。今回はどこが入っているのですか。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 今回はコクヨで入ってきております。内訳書の提出というのは、その製品が入るかどうかを確認するために内訳書の提出を指示しました。

議長（伊藤博明君） 12番浅野玄航。

12番（浅野玄航君） 最後です。そうするとコクヨが175入ると。そういうふうに理解してよろしいですね。

教育課長（田中とよ子君） はい。

12番（浅野玄航君） そうしますとこれから後の補充も全部同じメーカーで同じものじゃなけ

ればおかしくなるので、これによって御宿中学校の部品に関してのメーカーは決まったということ
でとらえよろしいわけでしょうか。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 一応、3社指定した中には規格は同じものであるということで考えてお
ります。

12番（浅野玄航君） 分かりました。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。1番石井芳清君。

1番（石井芳清君） 契約の問題ですが、瀧口議員から色々質疑がありましたが、先ほど最後助
役から答弁もありましたが、やはり昨今の厳しい経済状況の中で1件でも仕事を取りたいというの
がどの業者も当然そういう気持ちで本町にも入札参加願いを出されたと思います。そういう中で、
当初の中で指名辞退はこれは案件によってあろうかと思いますが、その場所まで来て内訳書未提出
をするという事態というのは大変大きな問題だろうと思います。今後、十分な対応を図って欲しい
ということで最後瀧口議員が閉められました。具体的には今後入札問題、これまでも私は何度か
質疑をしておりますが、こういう事態を経過の中でどういう対応を取られるのか。また、今回こ
ういう形で指名業者が私は不祥事といいいいと思いますが、こういう事態を招いたことについて、
個々についてはどういう対応を取る考えがあるのかお聞かせ願いたいと思います。それから今回の
入札であります。今回の備品についての限度額と申しますか、設計金額はいくらであったのか。
それに対しまして落札額が何%程度の落札であったのか。これの納品ですが、いつまでに納められ
るのか、一括かどうかも含めて確か引渡日との関係もあろうかと思いますがそういうものも含めて
ご説明をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それではまず設計金額ですが、1,832万6,000円で落札率
からして93.86%で落札しております。納品ですが、12月22日まででカーテン等の取り付
け等がありますので一括ではなく引渡し後に納品をされることとなります。今後の事務対応という

ことですが、指名業者を指名するにあたって審査会等を実施する訳ですが、備品等につきましてはこの中に規定はなかったのですが、工事等に準ずるという形で対応しております。今後、大口の入札等の場合には、審査会等を通して協議をしていきたいとこのように考えております。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 先ほど助役の方から答弁されましたけれども、未提出業者が3社という事例が今までなかったということでもあります。この内訳書未提出がいかような理由であったかということは事情を聞いていないところで、入札を執行した訳でありますけれども、但し事情を聞くことが正当かどうかということも事例がないことでもありますので、未だここで判断ができない状況でございます。但し、このような事例が今後発生しないよう事務のあり方を研究していきたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

議長（伊藤博明君） これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（「挙手多数」）

挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第4議案第2号国保国吉病院組合を組織する地方公共団体の数の減少及び国保国吉病院組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上町長。

町長（井上七郎君） ただ今議題となりました、議案第2号国保国吉病院組合を組織する地方公共団体の数の減少及び国保国吉病院組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について提

案理由を申し上げます。

平成17年12月5日から夷隅町、大原町及び岬町が廃止され、いすみ市が設置されるに伴い国保国吉病院組合を組織する地方公共団体の数の減少及び国保国吉病院組合規約の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものです。なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それではご説明いたします。

規約改正の内容につきましては新旧対照表と合わせてご覧いただきたいと思います。

第2条中「夷隅町・大原町・岬町・大多喜町・御宿町」を「いすみ市・大多喜町及び御宿町」に、「関係町」を「関係市町」に改めるものです。

第4条中「夷隅郡夷隅町」を「いすみ市」に改めるものです。

第5条第1項中「議員」の次に「(以下「組合議員」という。)」を加え、「18人」を「11人」に「夷隅町5人、大原町4人、岬町3人、大多喜町3人、御宿町3人」を「いすみ市5人、大多喜町3人、御宿町3人」に改め、同条第2項及び第3項中「関係町」を「関係市町」に改め、同条第4項中「第2項・第3項」を「第2項及び第3項」に、「関係町長」を「関係市町長」に改めるものです。

第6条、第7条、第8条中、「関係町」を「関係市町」に改めるものです。

また、第7条第1項中「副管理者4名」を「副管理者2名」に改めるものです。

第11条第1号中「夷隅町39、大原町26、岬町16」を「いすみ市81」に改め、同号ただし書きについて、ただし、国保国吉病院増改築事業に要する費用は、いすみ市79、大多喜町15及び御宿町6の分担割合によるものとするに改めるものです。

附則としてこの規約は、平成17年12月5日から施行するものです。よろしくご審議をお願いします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。8番瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 町長は議案提案しましたか。

議長（伊藤博明君） 提案しました。

8番（瀧口義雄君） 失礼いたしました。まず、この国吉病院に関しては開設時から色々な中で説明を受けてきております。合併に伴う書換えということも承知しております。定数も国吉病院の議員の人が大変努力して今まで通りという形に落ち着きました。負担率も御宿町は6%ですか、関係者の皆さんで大変下がったことも了解しております。そういう中でこの間の議員協議会の中で、実施設計が改築に関して2月頃に出来るということも聞いております。地域においては大変、医療・福祉等と高齢者のことに対しても国吉病院は大変重要な施設だと思っております。そういう中で、そういう事情を全部含めた中でこれは一つの合併に伴う議案なのかと。名称の切替えと、定数と負担率の変更だけのものなのかと。ただのそれだけの議案か、それともそれを先を見越して組合自体の存続継続までを考える議案なのかと。確かに国吉病院の改築に対しては国吉病院組合議会で承認されているものですが、大変事情が変わってきたと。3町は合併せざるを得ないと。また御宿、他の町村もそういう状況だという中で、この議案を普通に考えていいのかという考えが一つあります。合併してしまえばあとはすべてチャラだという考えで臨んだら大変なことになるだろうし、御宿町は当面そういう方針はないという中で、この議案は議案として4人の方に今後の話を聞きたいと思うのは、まず担当課としてはどうしてもこれは必要なものだ。御宿の財政を破綻させてでも、大変危険な水域に入っても必要だという認識でいるのか。どうしても福祉の方が財産より大事だと。あるいは用途変更が可能なのかと。あるいはしばらく待つことが可能なのか等々含めて担当課の話を聞きたいです。それと前の福祉課長の田中教育課長、自分の担当課の給食施設まで不意にしてこういうことをやっていいのかと。また、こういう形で自ら計画したのも変更せざるを得ない状況で前の課と複合していますので、現状とこの先を見込んで答えていただきたい。財政課長はこれを執行することによって、町は耐えられるのか耐えられないのか。耐えられないならどうするのか。耐えられるなら再三言っているように町の台所を作ってくれと。それまで執行できないのですから、用途変更まで可能なのかと。中学校も10年来の計画でやっています。国吉病院もそうです。

そういう中で、自らの町の計画まで変更してそういう形に臨むのか。財政課長として大変長いスタンスで物事を見るのは難しいかも知れないですけど、国吉病院と御宿町の財政の相関関係を示していただきたい。それで判断した結論をもらいたい。あとは執行者として町長の考え。議案は議案ですけど、このまま組合に加入して、現状の設計のまま行って町は持つのかと。数年後に合併で逃げちゃうという対応でなくて、当面いくという状況の中で執行者としての考えを4人に聞きたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） ただ今のご質問ですが、確か17年5月の議員協議会で町長がこの判断にあたった経緯を申し上げておりますけれども、御宿町は少子高齢化によりまして地域医療の充実が町の重要施策であるということをご承知のとおりであります。町総合計画でも国吉病院を地域医療の要と位置付けまして、連携を図りながら医療受診体制整備を今後図っていくということでもあります。このようなことからご指摘のとおり、確かに町の財政状況はかなり逼迫されている状況でございますけれども政策上、やむを得ないということで担当課は判断をしております。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 学校給食についてを凍結にしてまで国吉病院の存続が必要なのかというご質問ですが、なかなか医療機関と給食施設を比較してというのは非常に難しいと思います。学校給食につきましては、当分の間、現在の施設を改修して存続できるということから今回の決断をさせていただいたというふうに担当課として考えております。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 財政の運営上ということでございますけれども、この組合に関しての負担率につきましても当初より、町長の要望によりまして負担率も下げさせていただいたという経緯もあります。また、先にお示ししました御宿町の町財政計画によりましては、現在の病院建設計画ではこのまま御宿町も加入できるという判断の元で、今日に至っております。なお、国吉病院の事務方から提出されております病院の運営計画についても更なる厳しく私達もチェックし、議員の

皆様のご理解をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 瀧口議員からご指摘がありましたように今、私は病院経営は大変厳しい状況にあらうかと思えます。2月までに実施設計があがると。その後という話で今までは今年の9月10月に入札執行できるのではないかとそのような見通してきましたけれども、私達、副管理者としましても今この時期にというような議論をいたしまして、実施設計が2月頃にあがるその後に執行ということですが、新市が発足しましてまた管理者が変わった場合にはどういう対応と取るのか、今の厳しい状況を踏まえて私とすればもう少し議論をしてその後ということ考えております。その時にはそれなりの対応をしていきたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 8番瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 担当課長としては当然ノーと言えない立場にあるし、やむを得ないという状況の中で、財政の方では何とかやれるという判断ですが、そういう中で町長は出来れば議論をしたいという考えのようですが、他にもし執行するようでしたらこの中学校建設のように他にしわ寄せが来ないような状況を作っていただきたい。担当が変わりました私は知りませんというようなことのないように執行部はお願いしたい。担当が変わりました、それは組合議会あるいは管理者が決めたことだというような単純な話にはしないでいただきたい。自らおったものは自らおってもらいたいということをここに言うておきます。以上です。

議長（伊藤博明君） 1番石井芳清君。

1番（石井芳清君） 私も同趣旨ですが、今一度確認をしておきたいのですが、今改築公示の設計に入っております国吉病院であります本組合議会の規約ですね、変更以降それらについて具体的な着工について判断ですね、御宿町としてどういう関与が出来るのかどうか意見を含めまして手続き上はどのようなものがあるか。また、そういう先ほどからの町長からおっしゃられましたスケジュールでは年明け早々というような内容のお話をされたかと思えますが、そうしますと具体的な直近の事案だと思えますがどういうことが出来るのかどうかそれについて具体的な手続きについて説

明をもらいたいというふうに思います。そして今日臨時会ということで12月5日、新市発足に伴う規約の改正だということで関連としての第1議案が審議されているというふうにと思いますが、これを見てもまだ、広域市町村圏事務組合議会規約が上程されていないように思うわけですが、これは12月5日までに再度、臨時会を開いて行うのかどうか今どのような調整状況になっているのかそれについてもお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） ただ今のご質問ですが、建設事業の進捗状況ということで簡単にご説明をさせていただきます。実施設計につきまして7月25日に1億3,020万円で発注をして委託契約期間につきましては、平成18年2月末ということになっております。用地買収につきましては17年内に終了を完了する予定だと。17年度中には着工を予定しているという説明を受けております。どのような事業に対して関与が出来るのかという話であります。まず実施設計が出来上がった段階でこれはまだ案の段階だと思いますけれども、まず建設委員会また国吉病院組合議会の議員さんに議員協議会のようなものの中で当然、説明意見が求められるのではないかと考えております。そこで町としての考え方を述べていくということになるかと思っております。その段階で修正が必要であれば、修正・訂正の意見を出していただいてその後に実施設計が完了するということになるかと思っております。その後、入札の形態は分かりませんが入札の事務が進められていくのではないかと思います。

1番（石井芳清君） 私きちんと最後まで説明してください。

保健福祉課長（氏原憲二君） 入札の形態についてですか。

1番（石井芳清君） いいです。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 合併に伴う広域市町村圏事務組合の議案の提出は12月5日までということでございますけれども、現在事務局では12月5日までにはお願いする考えがないということでもあります。その理由としては一部構成団体より、規約の中にすべての負担率例えば消防

費等も規約の中に盛り込むようにという要望があるということで、現在調整中であるので12月5日までには提案の願いは出来ないという状況です。なお、これは合併特例法によりまして、6ヶ月間猶予期間がありますので来年6月4日までには提案しなければならないという法令の解釈になります。

議長（伊藤博明君） 1番石井芳清君。

1番（石井芳清君） 今、参考として広域議会の今の事務の状況について答弁をいただきましたが、私も広域議員ではありますが例えば大きな今回の規約改正伴ってというやはりぎりぎりの話し合いをしてやっていくというのもあるわけですよ。私もこれについて非常に国吉病院、確かに医療要求が一番高いとこれもよく承知しておりますが、本当にそういうサービスがこういう100億近い財政主導の中で本当に住民が望んでいるような医療が提案できるのかといたら先ほど医者の問題だとか町長自身も心配を述べられておりましたけれども、大変厳しい状態が存在していると思います。予想されるというふうに思うわけです。ですから私は今回は規約だけですので、そのとおりでやると思いますけれども、これがそのまま国吉病院のG0サインだということではないということだけでは、これだけでも最低限少なくとも長としてそういう認識を示していただきたいと思うのです。やはりまだまだ着工するわけではありませんので、ぎりぎりまでどうするかというところをきちんとテーブルに乗せて徹底審議をして、それでもなお最終的に着工になる場合もあるかも分かりませんが、広域事務についてもそういう形で、もし6月4日まで審議が合意が取れなければ破談になるということまで含めて腹をくくって議論を始めようという決意でやっているというふうに聞いております。そういうことですから今日提案されていますが、あくまでも規約だけなのだとそれについては今後御宿町として意見も述べていくし、資料ももらいながら徹底審議をしていくのだと。そして全員合意の中で最終的な決着を見る。どういう結論を出すのかここで述べるものではありませんが、少なくとも長と議会の中で御宿町としての意思決定をしていくと。そういう場所が氏原課長からも述べられましたけれども、いくつか節目があると事務的にもそういう話も聞いていますので十分これからは慎重審議をしていただくこと、また今の私の意見に賛同であるならそういう決意を最

後町長から受けたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 国吉組合議員と共に慎重に審議をしながら、また議論をしながら結論を出していきたいとこのように考えております。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。2番松崎啓二君。

2番（松崎啓二君） 色々細かいものをどんどん決めていってしまって、本当に根本的に国吉病院に御宿は参加ずっと続けていけるのかという一番根っこの部分が協議されていないような気がいたします。昨日の読売新聞に来年秋頃までに県の市町村合併の見直しとありますか組み合わせの構想を作り直すのだというような記事もありました。御宿町もこれからどのような選択肢をしていくか分かりませんが、これをこのまま続けていってしまってお荷物にならないかな、邪魔にならないかなというそういった疑念を持ちながら私は国吉病院の議会に行っています。半信半疑で参加しております。この辺がどうもしっくりと皆の共通意見じゃないような気がします。いかがでしょうか。私達がそういう気持ちでいるということだけしっかり把握していただいております。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

議長（伊藤博明君） これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（「挙手多数」）

挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第5議案第3号夷隅郡環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び夷隅郡環境衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

議長（伊藤博明君） 提案理由の説明を求めます。井上町長。

町長（井上七郎君） ただ今議題となりました、議案第3号夷隅郡環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び夷隅郡環境衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について提案理由を申し上げます。

本案は平成17年12月5日から夷隅郡夷隅町、同郡大原町及び同郡岬町が廃止され、新たにいすみ市が設置されることに伴い、夷隅郡環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び夷隅郡環境衛生組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同条第2項により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原環境整備課長

環境整備課長（藤原勇君） それでは夷隅郡環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び夷隅郡環境衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

今回の改正点は、組合団体の数の減少のため、夷隅郡環境衛生組合同規約中、組合の名称「夷隅郡環境衛生組合」を「夷隅環境衛生組合」に改め、また事務所の位置「夷隅郡夷隅町」を「いすみ市」に。組合を組織する地方公共団体「大多喜町、夷隅町、大原町、御宿町、岬町」を「いすみ市、大多喜町及び御宿町」に。また、組合議員定数10名を8人に。経費の費用弁償に対する規定として、分賦率を市町村割100分30内訳としていすみ市5分の1、大多喜町・御宿町をそれぞれ5分の

1に。また収集件数割を100分の35、浄化槽割を100分の35に改正し、併せて文言の整理を行うものです。詳細につきましては新旧対照表を参考をお願いし、この規約は12月5日から施行するというので以上で説明を終了させていただきます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

議長（伊藤博明君） これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（「全員挙手」）

全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

これより、2時50分まで休憩いたします。

（休憩 午後2時40分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（休憩 午後2時50分）

議案第4号、議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。日程第6、日程第7は御宿町ごみ処理事務において関連がある議案のため、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって日程第6、日程第7は一括議題といたします。

町長の提案理由を求めます。井上町長。

町長（井上七郎君） ただ今議題となりました、議案第4号議案第5号御宿町・大原町ごみ処理

事務等の委託の廃止及び御宿町・いすみ市ごみ処理事務の委託に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は平成17年12月5日から、夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町廃止され新たにいすみ市が設置されることに伴い、御宿町と大原町のごみ処理事務等の委託について平成17年12月4日をもって廃止し、同月5日付けをもって御宿町といすみ市のごみ処理事務の委託に関する規約を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第252条の14第3項の規定により準用する。同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原環境整備課長。

環境整備課長（藤原勇君） それでは議案第4号御宿町・大原町ごみ処理事務等の委託の廃止に関する協議について。議案第5号御宿町・いすみ市ごみ処理事務等の委託に関する協議についてご説明いたします。

まず、御宿町・大原町ごみ処理事務等の委託に関する規約は、平成14年2月12日の臨時議会においてご承認をいただき、事務処理を行っているところではございますが、平成17年12月5日から夷隅町、大原町、岬町が配置分合し新たにいすみ市が設置されることに伴い、12月4日付けで現規約を一旦廃止し、新たにいすみ市とごみ処理事務の委託に関する規約を締結する必要が生じ、いすみ市につきましては12月5日付けで職務執行者が即日専決を行う事務の流れで協議が進められております。なお、御宿町といすみ市におけるごみ処理事務等に係る事務委託については、新市に引き継ぐ旨の合意書が夷隅町、大原町、岬町の関係町から11月7日付けでありましたことをご報告いたします。今回の御宿町・いすみ市ごみ処理事務等の委託に関する規約（案）の変更点は、大原町とある部分をいすみ市と新たに第2条第2項の後段にいすみ市のごみを御宿町清掃センターで受け入れる範囲を「また区域についてはいすみ市のうち旧大原地域とする」を追加し、併せて文言の整理を行った点です。なお、この規約は平成17年12月5日から施行する。詳細につい

ては後ほど規約等参考をお願いいたします。以上で説明を終了いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

議長（伊藤博明君） これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（「全員挙手」）

全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（「全員挙手」）

全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号、議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第8、日程第9は御宿町火葬事務において関連がある議案のため、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、日程第9は一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上七郎君。

町長（井上七郎君） ただ今議会となりました、議案第6号第7号大原町・御宿町火葬事務等の委託の廃止及びいすみ市・御宿町火葬事務等の委託に関する協議について提案理由を申し上げます。

本案は平成17年12月5日から夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町が廃止され新たにいすみ

市が設置されることに伴い、大原町と御宿町の火葬事務等の委託について平成17年12月4日をもって廃止し、同月5日付けをもっていすみ市と御宿町火葬事務等の委託に関する規約を制定することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第252条の14第3項の規定により準用する。同法第252条の2第2項本文の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原環境整備課長。

環境整備課長（藤原勇） 議案第6号大原町・御宿町火葬事務等の委託の廃止に関する協議について。議案第7号いすみ市・御宿町火葬事務等の委託に関する協議についてご説明をさせていただきます。大原町・御宿町火葬事務等の事務委託は、平成11年3月21日付で同年4月1日から施行され事務を行っているところであり、今回、平成17年12月5日から夷隅町、大原町、岬町が配置分合し新たにいすみ市が設置されることに伴い、12月4日付で現規約は一旦廃止し、新たにいすみ市と御宿町との間で火葬事務の委託に関する規約を締結する必要が生じ、いすみ市につきましては12月5日付けで職務執行者が即日専決を行う事務の流れで協議を進めているところです。なお、御宿町といすみ市における火葬事務に係る事務委託については新市に引き継ぐ旨の同意書が夷隅町、大原町、岬町の関係町から11月7日付けでありましたことをご報告いたします。いすみ市・御宿町火葬事務等の委託に関する規約（案）の変更点は、大原町とある部分をいすみ市と合わせ文言の整理を行った点でございます。なお、この規約は平成17年12月5日から施行するものです。詳細につきましては後ほど規約等を参考によりしくお願いいたします。以上です。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。1番石井芳清君。

1番（石井芳清君） 規約の中で第10条委託事務の廃止等という条項がございますが、この廃止についてお互いの協議によって決めると思いますが、本町からそういう申し出をするということがあるのかなのか。具体的に言えば今後、火葬事務については町として委託でいくのか。これまでも過去の経過からは御宿町単独で火葬場を建設したいという旨の発言もあったというふうに私は

記憶をしておりますが、本町の火葬事務についてどのような対応を取られていくのかその考えについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

環境整備課長（藤原勇君） この廃止等につきましては現在、先ほども申し上げましたとおり、新市に引き継ぐという形で考えておりますので、打ち切るということで精算については今回の協議の中では対象とはなっておりませんでした。また、今後の火葬につきましては、やはり大原町聖苑につきましては平成元年に完了ということで、現在に至っておりますのでその中で10数年経っておりますから老朽化等があり、新しい市において建設計画の中でも計画が入っておりますので、そういう時点が来た段階でこの大原聖苑の連絡協議会等の中で検討をさせていただきたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 御宿町としては今後とも委託事務という扱いにするかどうかということですよね。相手の話もあるとおもいますが、その辺についてどう考えますか。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

環境整備課長（藤原勇君） 今後、委託につきましては引き続き進めて行きたいと考えております。その中で、やはり建て替えの時期が来たときには聖苑の連絡協議会等の中で事務サイドとして広域化の方向性も検討させていただきたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。13番貝塚嘉軼君。

13番（貝塚嘉軼君） 大原聖苑にお願いして17年が来ていうということで、今後もお世話になるということは間違いなさだろうと思いますけど、先般、議員協議会においてもいろいろとご心配されるご意見もありまして、隣の勝浦市の火葬場をする方もあろうかと思っております。その時に勝浦の条例規約によりますと、町外扱いで一体3万円というような料金設定になっているそうです。しかし、番やむをえず勝浦に御宿の方がお世話になった時に3万円自己負担について町はそういう場合の住民に対する措置というのはどのように考えているのか。また、それらは全く考えていないの

かお聞かせ願いたいともいます。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

環境整備課長（藤原勇君） 大原聖苑で行いますと約1万5,000円。勝浦の場合、町外規定の中で3万円というお話ですが、やはり住民に対しましてその内容につきまして、もし仮に勝浦聖苑を使うという話がございましたら十分説明して今の状態では3万円ですよという形でご説明させていただきたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 13番貝塚嘉軼君。

13番（貝塚嘉軼君） そういう形はやむを得ないだろうと思いますが今後、その経営をしていくという中で勝浦市に正式にというのは二重委託という形は出来ないだろうと思いますが、しかし勝浦の方での規約あるいは条例改正の折には、なんとか御宿町も金額を安くした値段で利用できないかというようなそういう働きかけをしていく意志があるかどうかお聞きします。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

環境整備課長（藤原勇君） やはり相手方がいることなので、事務サイドとしては基本的には大原聖苑を利用いただく形で進めて行きたいと思いますが、その中で一番の問題点は勝浦市の規約等が結ばれる場合におきましては、やはり当時の大原聖苑の規約等の事務的な流れの中でも経費負担等が発生してきております。そのようなことも踏まえまして今後、検討していきたいというところで考えております。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員の挙手です。よって議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の挙手です。よって議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第10議案第8号一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由を求めます。井上町長。

町長(井上七郎君) ただ今、議題となりました日程第10議案第8号一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本、条例案は人事院並びに千葉県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給与等について改正をするものです。詳細につきましては担当課長より説明をさせますのでよろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 網島総務課長。

総務課長(網島勝君) 本案につきましては、人事院の勧告に基づきまして一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律が10月4日に国会に提出されまして、10月21日に衆議院本会議で、10月28日参議院本会議でいずれも賛成多数により可決され成立したところでございます。

これを受けまして、千葉県並びに県内の市町村におきましても県の人事委員会の勧告にも基づきまして、適切な対応を求められているところでございます。御宿町におきましても地方公務員法に規定されている行政適用の原則を踏まえまして、公務員と民間企業における給与水準の均衡を図ることを基本とする千葉県の人事委員会の勧告に基づきまして、条例改正を行うものでございます。

条例の具体的な改正内容でございますが、改正条例第1条といたしましてまず一点目は扶養手当の支給に関し、配偶者に関わる扶養手当の額を1万3,500円から1万3,000円に500円

引き下げるものでございます。2点目といたしましては、12月における職員の勤勉手当の支給割合を100分の70から100分の75に0.05月分を引き上げるとともに、12月における再任用職員の勤勉手当の支給割合につきましても100分の35から100分の40に一般職員と同様0.05月分引き上げを行うものでございます。次に3点目でございますが、勧告に基づき給料表のすべての号級について、一律0.3%の引き下げを行うものでございます。続きまして改正条例の第2条でございますが、職員の勤勉手当の支給割合を100分の75から100分の72.5に0.025月分の引き下げを行うものですが、6月と12月の均衡を図るための改正を行うためのものでありまして、年間支給割合については改正条例第1条により0.05月分引き上げたものと同率の100分の145でございます。施行期日でございますが、改正条例第1条につきましては平成17年12月1日、改正条例第2条につきましては平成18年4月1日といたすものです。よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。1番石井芳清君。

1番（石井芳清） 今回の改正に伴って具体的には平均起用と申しまししょうか、そういうものの試算があればお示しをいただきたいと思っております。また、トータルで職員給与の改定に伴って本町全体の財政上としてはプラスとなるのかマイナスになるのか。内容を見るとプラスマイナス両方あるようでありますので、いかほどになるのかお示しをいただきたいと思っております。また、給料表でございますが再任用職員という項目がございますが、これについて本町は今どのようになっているのか。また、今後そういう予定があるのかないのかお聞かせ願いたいと思っております。そしてまた、給料表の改正ということで今、説明があった中では適切な対応という言葉と民間給与水準との均衡という言葉が述べられたというふうに理解しております。適切な対応ということであれば自治体でありますから、各々判断が出来るという解釈が出来ると思っておりますが、その解釈についてはどう考えるかお聞かせ願いたいとも思います。また、民間水準との均衡ということですが、そもそも公務員は30年代当初においては、民間格差5分の1程度であった実態があるかと思っております。昨今、民間と同水準になってきたというのが経過の実体かというふうに思います。そういう意味におきましては

私は、こういう表現というのは歴史的背景から見て説明として馴染まないというふうに理解するの
でありますが、それについての見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。以上です。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島勝君） 具体的な試算ということですが、0.3か月分下げることによって給料
表が1号俸1級から7級までございますが、1級で約500円の低いものから7級になりますと1,
600円、平均しますと職員のベースで1,056円の引き下げとなろうかと思えます。また、ト
ータルでいきますと1ヶ月110,000円程度ということで年間に直しますと約120万円程度
が減額になると。また、勤勉手当の0.05月分が引き上げということでございますので、金額職
員ベースでは約170万円ほどの額が必要になるということになると思えます。また、再任用の関
係でございますが、当町においては再任用の条例はございますが再任用はしてございません。適切
な対応、また民間との格差というようなことでございますが、これはこの給与に関する人事委員会
の役割と申しますか、これは中立的な立場で職員の利益を保護するというような観点から行政的な
権限であるというふうに考えております。そうしたことからこの人事院勧告につきましては、先ほ
ど職員の適切なお話もしましたが、地方公務員法の14条の行政適用の原則に従いまして適
切な措置を講ずるべきであるというような地方公務員法にございます。そういう観点から人事院の
勧告を巡視しながら職員の適切なる給与水準を保っていくということでございますのでよろしくお
願いいたします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 大部、答弁漏れがあろうかと思いますが、プラスマイナスとおっしゃいま
したが、トータルで予算上いくらですか。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島勝君） トータルで約60万円程度上がるということです。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 予算上は上がるということであり、確か給料が基本的には退職金また

年金等の基礎額というふうに思います。将来的には大幅な減額の話もありますが、一つ今後も含めまして職員の勤労意欲、意識の低下も予想されるわけでありましたが、そういうものに対しまして今後そういう意味での適切な対応が必要だろうと思いますが、それについて今後ともこういう内容はすでに一方で国からは一方的に私の言葉とは裏腹に支持をされているかと思いますが、そういう中で今後意欲ある職員づくりに向けてどういう対応を図っていくのかそれについてもお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島勝君） 職員におきましては、地方公務員法に基づきましてやはり公務員は誠実な職務に遂行するという義務がございます。これはすでに法の中で決められていることでもありますし、当然この身分につきましてもそういう職務を執行していくためにその身分についても法で保障されているというところもございます。地方公務員法に則って適切なる職員の勤務体制を一人ひとりが自覚して今後も遂行していきたいと考えています。

（「異議なし」という声あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。よって議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第11議案第9号平成17年度御宿町一般会計補正予算第4号についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。井上町長。

町長（井上七郎君） ただ今、議題となりました議案第9号平成17年度御宿町一般会計補正予算第4号について提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに7,333万7,000円を追加し、補正後

の予算総額を36億7,005万9,000円とするものです。主な内容は岩和田地先から小池に通じる道路の購入費用、公共施設の石綿含有分析調査に関する費用など早期に取り組む必要あるものを計上いたしました。なお、土木費の公有財産購入費については、岩和田地先の御宿大原地区観光開発事業地区内の道路を購入するものです。この開発事業会社は外房エンタープライズでありましたが、本年3月よりミッドリームと社名を変更しています。この事業計画は平成8年に着手届が出され、平成11年より工事が中止されていましたが、本年7月さらに1年間の中止届けが千葉県知事に出されています。その理由は諸般の事情により、ゴルフ場オーキッドセンターを廃止することにより、計画変更を検討中であるとの理由です。御宿町をいたしましてもこの事業計画の理念を踏まえて、地域の理解を得られる新たな事業計画であるならば今日の経済事情や諸般の事情からすれば、計画変更は受け入れざるを得ないものと考えます。今後の新たな事業計画については町の活性化につながり、地域住民や漁業者の理解を得られるよう関係機関と協議して臨みたいと考えます。どうかこれらのことをご理解いただきまして、本案について議決いただけますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 補正予算の内容につきましては、3ページからの事項別明細書により説明します。

歳入予算1款、町税は特別土地保有税の滞納繰越分について7,233万9,000円の収入の見込まれる分を計上しました。この収入につきましては土木費の一般財源として充てました。

16款、県支出金は環境衛生費負担金28万円でミヤコタナゴ保護増殖事業に関する県委託金を計上しました。

20款、繰越金は65万8,000円は純繰越金を充当し、収支の均衡を図りました。

歳出について説明いたします。

2款、総務費は財産管理費の委託料41万円で公共施設の石綿含有分析調査に要する経費を

計上しました。

4 款、衛生費は環境衛生費の委託料 2 8 万 4 , 0 0 0 円で県より委託を受けて実施するミヤコタナゴ保護増殖事業に関する委託料を計上しました。

7 款、土木費は道路新設改良費の公有財産購入費 7 , 2 6 4 万 3 , 0 0 0 円で、岩和田地先から大原町小池に通じる道路の購入費用を計上しました。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 7 , 3 3 3 万 7 , 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 3 6 億 7 , 0 0 5 万 9 , 0 0 0 円とするものです。以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。1 番石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 歳入であります、特別土地保有税ということですが内容について今一度詳しい説明をお願いしたいと思います。特に滞納分については新聞報道もされていたかと思いますが。今回の事務内容でどのようになるのか。今後についてはどのようになるのか。何団体程度でいくらほどあるのか含めまして、どういう事務処理を行ったのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） 歳入の特別土地保有税についてお答えいたします。平成 1 6 年の決算額で約 9 , 4 3 3 万円の滞納がございます。そのうち内、今年見込まれる歳入が含まれる 7 , 2 3 3 万 9 , 0 0 0 円を補正するものです。残りが約 2 千数百万円程度になるかと思いますが、これについても現在、財産調査等を行っており、早めに滞納について解決したいということで進めている状況でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 具体的事務の内容はどのような事務対応をとったのか。この滞納の繰越分の今、説明があった額は理解しましたがどのような事務内容だったのか。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） それではご説明させていただきます。

町税のうち冒頭申し上げましたように、1 6 年末で約 9 , 4 0 0 万円の滞納がございます。これ

はバブル期の主にリゾート関連で土地を取得また保有してその後事業が息詰まったことによりまして滞納となった数社の滞納の合計額となっています。

これにつきまして鋭意努力しておりますがこの後、歳出の方で出てきますが今回の企業も当然含まれているのが現状でございます。通常、税法で申しますと差し押さえ処分した不動産は、公売によりこれを換価いたすのが通例でございますが、今回長年に住民が生活関連道路として利用している現状がございます。これを公売した場合、住民の利便性の大きな低下となることが考えられます。また、地方税には国税にはあるような相続税の物納という制度がございません。これについて、町は昨年12月に総務常任委員会に経緯等をご説明いたしまして、総務常任委員会からは長年住民が生活関連道路として利用してきたいわゆる観光道路が第三者の所有になれば通行止めや有料化が懸念されることからこれは避けなくてはならないというご意見と今後、法的に問題のない方法を十分検討するようというご意見をいただいております。これにつきまして、県内の町村の類似事例の調査や県と相談して法に基づいた中で対応することを検討いたしました。

具体的には購入代金についての支払請求権を押さえてこれを土地保有税の滞納分に充てるということで対応したいというふうに考えております。16年度決算で町の町税の現年度分の徴収率は、97.28%でこれについては県内平均ですが、滞納繰越分の徴収率が5.1%と極端に悪く、このことが徴収率全体を引き下げておまして、平成11年度から県内ワースト1位という大変不名誉な状況を6年間続けておまして、一般納税者の皆さんの納税意欲にも影響を及ぼしかねない状況でございます。今回この件が解決できれば滞納処分の徴収率が向上しますので、県下最下位からは脱却できるというふうに考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） そういう事由ということで事務の経過は理解をいたしました。今後については同じような仕事なのか。また個々のおいて個別的な対応を取られるのかについてお聞きします。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） 滞納事例については、個々に状況が変わりますのでその状況に応じて

対応していくということになります。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 4ページ財産管理費。石綿含有分析調査委託ということですが、これも国レベルで大変大きな問題になっているところでもあります。先般、私も一般質問でこの問題町の姿勢を正したところではありますが、具体的にどういう調査になるのでしょうか。また、先般の一般質問の中では中学校の解体についてこういう事案があった場合に、会社側の今の契約の中で調査を行われると聞いて参りましたが、具体的には本体工事も完成間近ということで次の工事にかかるというふうに理解しておりますが、具体的にはその辺のところはどうなったのか、なっていくのかそれについてもお答えをいただきたいと思います。

次に環境衛生費ミヤコタナゴ保護増殖事業ですが、これも本来であれば当初予算化するべきものではないかというふうに私はかねがね申しあげているところでございますが、具体的にミヤコタナゴの生息地も年々厳しくなっているのが実態であろうかと思えます。そういう面におきましては、先に作り上げました基本計画でありましたが、それに基づいて具体的な作業もしくは具体的計画作りに入るというようなお話を伺ってきたわけではありますが、今現在また今後どのような作業もしくは方向性でおられるのか、それについて答弁をいただきたいと思えます。また、最後道路新設改良については具体的にどういう内容になるのか先ほどの案件と関連しているということですが、それについても今一度詳しい内容についてご説明をいただきたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 石綿の含有の分析調査につきましては、まず基本的に石綿というのは含有していたものを取り壊し等によって飛散させないということがまず第一でありまして、御宿町としては吹き付け材として使っている施設が10施設調査で設計書と目視によって10の施設でありました。それらは全部が吹き付け材と設計書に記載されておりますので、この施設を検査しまして10施設13検体を採取しまして、それを顕微鏡で見て石綿が含有しているかどうかの検査結果を見て、含有しているものについては量を分析するという調査でございます。まだ、この調査

結果については、上がっておりませんが11月24日に検査結果が出る予定となっています。

1番（石井芳清君） 場所は。

企画財政課長（瀧口和廣君） 場所は消防団詰め所10箇所ですが、消防団第4分団詰め所、御宿保育所、岩和田保育所、清掃センター、町の浄水場、公民館、御宿小学校、岩和田小学校、布施小学校、海洋センター以上の10施設でございます。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

環境整備課長（藤原勇君） 今回のミヤコタナゴの予算につきましては県の補助事業ということでご理解いただければと思っています。今後の先ほどの御宿町のミヤコタナゴの基本構想についてのまた方向性についてご説明いたします。

まず、ミヤコタナゴにつきましては御宿町の豊かな自然中で本来生息するものであり、今の状態ではなかなか難しいものではないかということで一つの方向性として、このミヤコタナゴ増殖を生かした産業の活性化あるいは地域の振興の一つということができるかどうかについて、御宿町ミヤコタナゴ生息等環境整備基本構想を基に現在、検討することを考えております。その中に過去にミヤコタナゴに携わった職員の方たちの知識等を出来るだけ反映させて、また事業に関連した方、また産業等の地域振興している課等、総合的に考え一つのプロジェクトチームの班編成をし、その中で今後の方向性を含めて検討していきたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子） 御宿中学校のアスベストの関係ですが、10月22日にサンプルを採取して現在検査中ということです。先ほど企画財政課長からお話がありましたように、含まれているということで速報をいただいておりますが、現在検査中です。検査についてはもうしばらく時間がかかるということで、報告を受けているところです。解体において多少なりとも含まれている場合においては、解体作業については慎重を期して行うということで、国の基準に沿った対応でこれからその作業に入るようになりますが、設計の段階では目視その他の中で含まれていないということで、設計されてきておりますので今後の対応については検査結果が出ましたら報告をさせていただ

きたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは道路用地の関係の購入ということですが、これにつきましては先ほどもお話がございました岩和田の町道0201号線に関わる用地費用です。場所といたしましては、海洋生物研究所、そこから大原地先小池に抜ける道路ということで現況は道路状況になっています。その内容は筆数として43筆、総延長1,854.1メートル、面積33,245.88平方メートルを道路用地として購入したいということで予算計上しております。以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） まず石綿の方ですが今月中ぐらいですか、結論が出るようではありますが現状はばく露されているような状況になるのか、これは先般も質問しましたがすぐに影響があるかどうか。そして調査結果を今後どうしていくのかということです。すでに新聞報道等では学校単位で使用禁止処分として移転をしたという報道も例えばあるわけですけれども、どういう状態なのか、どうするのか改めてお聞かせ願いたいと思います。

それから中学校であります、今の説明でちょっと分からない部分はアスベスト含有の解体工事の基準、要するにそういうものが含まれていれば解体工事を行う必要があるというようなご説明でしたが、それはそもそも最初の契約に入っているのですか。検査同様。それについてはそういうことであればどういう対応を取られるのかそれについても改めてお聞かせ願いたいと思います。

それからミヤコタナゴについてですが、過去の職員までということで横断的プロジェクトというのでありますが、これはまだこれからなのでしょうか具体的に設置されたのかされていないのかということと、この取りまとめ役というのはどういう方がどういう立場でやられるのか。プロジェクトについても少し細かくお聞きしたいと思います。

用地購入については場所が分かりましたが、先ほどの税務課の方の説明もありましたが、道路認定の関係については購入後どうされるのか。こういう既存の道路をそのまま購入するというと、既存の道路として使用している土地を購入ということということでありますが、これについては大変事

故の多い道路だというふうに理解しておりますので当然これが議決され、しかも購入した暁には町が名実ともに管理を行うということになろうかと思っておりますので、そういう道路の安全面について今後はどういうふうを考えておられるのかお聞かせ願いたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 石綿について御宿町の施設においては飛散性のない施設のものであると判断しております。ばく露というのは石綿の粉塵に人がさらされるということでありまして、繰り返しますが御宿町にはそのような建材は使われていないということでありまして。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子） 解体費用の中には契約の中では含まれておりません。今後、解体部分の除去についての費用がかかってくると考えております。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

環境整備課長（藤原勇君） ミヤコタナゴ増殖につきましては、今現在、御宿町ミヤコタナゴ増殖計画プロジェクトチーム設置要領という形で、8月12日施行ということで現在に至っております。その内容につきましては教育課から2名、企画財政課から1名、農林水産課から1名、税務課から1名、議会事務局から1名、商工観光課から1名、環境整備課から2名の9名で今考えております。事務局としてはやはり環境整備課において事務を処理していきたいという形でございます。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設水道課長（井上秀樹君） 道路用地購入に関する内容ということですが、本予算についてご承認いただいた後、まだこれから購入契約に対する議決はございますが、流れとしては現在のまず0201号線の道路法に基づく承認関係についてですが起点終点の変更のない中間の編入、廃止であることから議決を要しないというような内容でございます。これについて区域変更の告示をこれから進めてまいります。その後、現状の分筆等の作業を終了して所有権移転、契約承認をいただいたからの所有権移転となりますが、それについてその後、供用開始の告示というような作業に入ります。今後の管理といたしましては、それにつきましては道路状況あるいはヘアピン及びガードレ

ール等の補修も順次供用とともに解決していかなければならない部分があるということで、それは順次進めていきたいと考えています。

(「質疑なし」という声あり)

議長(伊藤博明君) 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の挙手です。よって議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

閉会の宣言

議長(伊藤博明君) 以上で、今臨時会の日程がすべて終了いたしました。

ここで、井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長(井上七郎君) 平成17年第2回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会は、冒頭申し上げましたように、平成17年度御宿町一般会計補正予算案をはじめ、9議案についてご審議いただきましたが、議員の皆様方の温かいご理解によりましてご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

朝夕、めっきり寒くなってまいりました。議員の皆様方におかれましては、健康には十分ご留意され、これからもご活躍されますようお願い申し上げますとともに、今後とも行政運営に更なるご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(伊藤博明君) どうもありがとうございました。

以上で平成17年御宿町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(閉会午後3時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年12月14日

議 長 伊 藤 博 明

署名議員 吉 野 時 二

署名議員 川 城 達 也